

オーストラリアにおける自発的幫助自死法の進展と課題

南 貴子 (香川県立保健医療大学)

【はじめに】

日本では、安楽死は法的に認められていない。一方、海外では、安楽死を認める国(州)が増加しており、特にオーストラリアにおいて、安楽死の法制化とその運用が急速に進んでいる状況は、安楽死における世界的な潮流のなかでも際だった現象といえる。2017年にビクトリア州で、「自発的幫助自死法 Voluntary Assisted Dying Act」

(以下、「VAD 法」と略す)が成立した。VAD 法では、ビクトリア州に居住する 18 歳以上の成人で、意思決定能力があり、耐え難い苦痛を伴う症状をもつ余命 6 か月以内の終末期患者に対して、医師の幫助による自発的自死(安楽死)が認められることとなった。その後、オーストラリアのすべての州およびオーストラリア首都特別地域(ACT)においても VAD を認める法律が成立した。VAD 法の成立とその進展は、安楽死をめぐる法制度の在り方を考えるうえでの、一つの指標ともなり得る事例と考えられる。

【目的・研究方法】

本研究では、オーストラリアにおける VAD 法の進展に着目し、VAD がオーストラリア社会にどのように受け入れられているのか、法制度の特徴と施行後の課題がどのようなものかを明らかにする目的で、オーストラリア各州で成立した VAD 法、および VAD 法をめぐる議会での議論やメディアでの報道、政府機関の報告書等を中心に分析した。

【結果・考察】

オーストラリア各州で成立した VAD 法の特徴や、施行後の実施状況などを比較分析した結果、次のような課題が明らかとなった。

(a) ビクトリア州の VAD 法は、制定当時、世界でも最も厳格な規制を設けたモデルと報じられた。法施行後 4 年間の実施状況におけるレビューを経て、州政府は、VAD は意図されたとおりに機能しており、資格のある州民に「安全で思いやりのある終末期の選択」を与えるものとなっていると報告している。VAD 法は、自発的・積極的に安楽死を望む患者に対して、その「死ぬ権利」を認めるための要件と手続きを定めた法律である。「安全で思いやり」のあることと、「死の選択を認める」ことがどのように両立されるのか、家族の視点も含めながら、VAD 法にみられる安楽死の法制化の理念と実践について考察する。

(b) ビクトリア州の事例では、VAD 法の施行以降、5 年間で 1,200 人以上が VAD により死亡している。そして、VAD へのアクセス数は年々増加している。しかし、安楽死の急激な増加は、医療における弱者である終末期の患者にとって死の選択に繋がる可能性も示唆している。つまり、VAD が終末期の医療の一環とみなされ、患者の「死の権利」が「死の義務」へと固定化するのではないかと疑念である。このような視点から、VAD 法の施行後の実施状況について考察する。

(c) VAD 法は、ビクトリア州での成立以降、オーストラリア全州および ACT で成立した。各州および ACT における VAD 法の相違点を詳細に比較検討した結果、VAD 法の進展とともに、ビクトリア州の厳しい規制から他の州のより緩やかな規制へと、VAD 法が変化していることが明らかとなった。このような規制緩和は、「滑りやすい坂道」に繋がる可能性を秘めていることから、VAD 法の規制緩和の状況に着目し、その特徴について考察する。

(d) VAD 法の施行後に浮かび上がってきた新たな課題として、特に、患者の診断における通信手段を介したテレヘルス(遠隔医療)を導入するための裁判事例や連邦刑法改正の動きがみられる。「安全性」「公平性」「実効性」の間で VAD をめぐってどのようなバランスが求められているのか。VAD におけるテレヘルス利用の意図や、その影響について考察する。

キーワード：自発的幫助自死、安楽死、オーストラリア